

F補助金の交付額計算例 (新設)

北海道岩内町に食品製造会社が工場を新設。令和3年11月に電気の受電を開始し、令和4年度上期に新規の応募(申請)をした場合。

電気料金と契約電力

支払月	実支払電気料金 (円) ※	契約電力 (kW)
令和3年 12月	550,000	250
令和4年 1月	553,000	260
令和4年 2月	557,000	260
令和4年 3月	548,000	280
計	2,208,000 A	1,050 B
平均 B÷M=		262 D
企業立地日の前1年間 平均	0	0
基礎契約電力 平均=	0	0 F
基礎電気料金 ※ 平均×M=	0 E	
増加契約電力 D-F=		262 H
増加電気料金 A-E=	2,208,000 I	
1kW 当たり月額電気料金 I÷(H×M)=	2,106 J	
算定単価	880 K	
HとRの小さいほう	262 S	

その他の算定数値

雇用創出効果	5 人	L
期末雇用者数	8 人	
基礎雇用者数	0 人	
控除雇用者数	3 人	
電気料金支払月数	4 カ月	M
交付金単価	228 円	N
特例給付金1人当りの単価	150,000 円	O
算定電気料金の係数	1.5	P
支払電気料金の係数	0.75	Q
契約電力の上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R

応募要領20ページ
3. 交付金単価より

応募要領10ページ
■特例給付金より

応募要領10ページ
(2) 算定電気料金による
限度額の算定より

応募要領11ページ
(3) 支払電気料金による
限度額の算定より

応募要領7ページ
1. 電力の交付要件より

※実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法については
応募要領10ページ参照

電力給付金	683,000	= (K - N) × S × M
特例給付金	750,000	= O × L
算定交付額	1,433,000	① 電力給付金 + 特例給付金

特例給付金の交付要件を
満たしている場合

算定電気料金による 限度額	1,144,000	② = S × (K × P - N) × M
支払電気料金による 限度額	1,417,000	③ = I × Q - (H × N × M)

交付額 **1,144,000 円**…① ② ③ のうち最も低い額(千円未満切捨て)